

太平記における紂王説話

——唱導文芸との関連にふれて——

増田欣

後醍醐帝が吉野に崩御し、宮方の総大将廳屋義助が伊予で病没して、南朝の勢力が頼に弱まると、局面は足利氏の内訌時代へと移る。

政務を担当する足利直義と、將軍尊氏の執事である高師直との確執は、禪正行討死の翌年、貞和五年（一三四九）閏六月にいたって、

兵火を喚ぶばかりになり、京洛は騒然として、「都人士女騒動、自、東自西馳走」（園太麿）という事態にまでなった。太平記は、直義

の執事、上杉重能・畠山直宗が、師直・師泰兄弟の尊横を嫉み、直義の帰依する禪僧妙吉をして直義を使喚させ、高一族を排斥しよう

としたことが、紛擾の原因であるとしている。同年八月、師直は尊氏郎を包圍し、強請して、上杉・畠山の流刑と直義の政權剝脱とを

獲得した。上杉・畠山は越前に流され、誅される。翌観応元年十月二十八日、九州で兵を挙げた足利直冬を討つために尊氏・師直等が

京都を発向した、その二日前に直義は京都を逐電し、翌月には南朝

に降った。翌二年二月直義の軍は摂津打出派に尊氏勢を撃破し、夢窓疎石の斡旋で和議が成立した。師直兄弟は法体となって帰洛する

途中で上杉重能（重能の子）のために殺される。いったん和睦は成ったけれども、尊氏・義詮の党と、直義・直冬の党との反目は遂に解けず、同年八月一日、直義は再び都を落ちて、北国に赴いた。

太平記（巻三〇、殷紂王事并太公望事）によると、越前國敦賀津に落居した時、直義の軍勢は六万騎を数えたが、この大勢を擁して京都を攻略することなく、「ソ、ロナル長僉議、道ニモタ、ヌナマ才覚ニ時移テ」① 戦機を逸してしまった。

ここで、太平記は、「ソモ是ハ、誰ガ意見ニ依テ、高倉殿（直義）ハ、加様ニ兄弟叔父甥之間ニ合戦ヲバシナガラ、サスガ無道ヲ誅シテ、世ヲシヅメントシ給フゾト尋レバ」として、「禪律之奉行ニテ召使レケル南家之儒者藤少内言有範」が、義詮を殷の紂王に、直義を周の文王に、我が身を文王の師太公望に擬して、紂王の暴虐と、これを討滅した周王朝の故事を語り、「君仁ヲ行ヒ給テ、是ヲ亡サムニ何ノ子細カ候ベキ」（内閣本）と進言したのを採用したからである、と述べている。

この有範は、武智曆十九代の後裔にあたる藤原有範（從二位文章博士藤範の子）であろう。このとき彼が、直義に供奉して下向した

ことは確かである（観応二年日次記、七月卅日条）が、彼が少納言であったのは建武四年三月二十九日から同年十二月四日までの僅か八箇月あまりの間で、観応二年当時は、大学頭（貞和二年二月から文和二年七月まで）、治部卿（貞和四年十二月から文和二年十二月まで）兼讃岐介（観応元年二月任）であったはずである。（公卿補任）後年の官位によって記される例は太平記に多いのだけれども、このように以前の、それも僅か一年足らずの在任でしかなかった官職によって記されるといふのは異例である。殊にこれが挿入說話にからんで登場する人物だけに、問題がありそうである。

太平記作者は、「（有範の進言を）信ぜラレケルコソ愚ナレ、サレバトテ禪門（直義）ノ行迹、大伯ガ有徳ノ甥文王ニ譲シ仁ニモ非ズ、又周公ノ無道ノ兄管叔ヲ討シ義ニモ非ズ、権道覇業両ナガラ欠タル人トゾ見ヘタリケル」（内閣本）と述べて、兄の尊氏、甥の義詮を討とうとする直義の非を難じている。従って、この中国說話は、他の多くの場合とは異なっていて、太平記作者が現実の社会を批判する拠り所として引用したものではない。作者は、直義の尊氏・義詮討伐を正当化せんがために此の故事を引いた有範とは、反対の立場をとっているのである。しかしながら、かりに有範が殷の紂王の故事を引いて直義に進言したことは事実であったとしても、太平記における紂王說話は、有範の語った話そのままではありえない。說話の構成や表現についての責任は、太平記作者にあると見なければならぬ。

二

太平記における紂王說話は、まず紂の曾祖帝武乙の故事から説き

起されていて、紂の暴政に関する話がこれに継ぎ、紂が謀殺される最後の部分では、周の文王（西伯）・武王がむしろ主役の位置を占めている。紂王說話全体の構成を示すと、次のとおりである。

Ⅰ 帝武乙の故事

- 1、帝武乙、悪を好み、天を敬さんと企つ。
- 2、木偶の天神と博奕をし、これを負かして凌辱す。
- 3、血を盛った皮囊を木の梢に吊り、天神と称して、これを射る。
- 4、河渭に獵した時、落雷にうたれて死す。

Ⅱ 紂王の故事

- 5、智勇ともに勝れ、人に傲り、諛言を聞かず、先王の道に従わず。
- 6、妲己を愛して、万事その言に従う。
- 7、鉅鹿に倉を、朝歌に台を建てて、米穀や錢貨を充満す。
- 8、沙丘に苑台を作り、酒池肉林の欲樂を尽くす。
- 9、妲己のために炮烙の刑を行い、人民を虐殺す。

Ⅲ 西伯の故事

- 10、崇侯虎の密告により、紂のために羑里につながる。
- 11、臣閔天、紂に賂して、西伯、罪を許さる。
- 12、妲己に地を獻じて、炮烙の刑を止めんことを請う。
- 13、渭浜の陽に獵して、太公望を得る。
- 14、西伯の子武王、殷を滅す。

この構成は、大略、史記（殷本紀）の記事と背馳するものでなく、太平記が割愛している主要な事項としては、紂が九侯およびその娘と鄂侯を虐殺する話（9の次）、比干が紂を諫めて謀される話（12

の次)、および武王の紂王討伐戦の具体的叙述(14)の三項だけである。太平記の叙述は、ほとんど殷本紀の本文に即している。とはいつても、もちろん単なる書下し文に改めているわけではない。Iの2・3の部分だけを両者対照させて、その実際を示せば、次のごとくである。

為_二偶人_一、謂_二之天神_一、与_レ之博、令_二人為行_一、天神不_レ勝、乃_レ修_二辱之_一、為_二葦蕤盛_一、血、仰而射_レ之、命曰_レ射天、(殷本紀)
先、木ヲ以テ人ヲ作テ、是ヲ天神ト名付テ、帝自ラ是ト博奕ヲナス、神真ノ神ナラズ人代テ賽ヲウチ石ヲツカウ博奕ナレバ、帝ナドカ勝給ハザラン、勝給ヘバ天負タリトテ、木ニテ作レル神形ヲ手足ヲ切り頭ヲ刳ネ打鬪毆鬪シテ獄門ニコレヲサラシケリ、又、革之鬪ヲ為リ人ノ血ヲ入テ、是ヲ高キ木ノ梢ニ懸テ、天ヲ射ルト号、射ルニ、血出デ、地ニソ、グコトヲビタダシ、(太平記)

「偶人」などの漢語は和らげ、書き下しただけでは意味の通じない。「人ヲシテ為ニ行ハシム」などの句は意訳し、具体性に欠ける。「修_二辱之_一」「仰_レテ而射_レ之ヲ」などの表現には、解説を施して、読者や聴衆の前に、いかにも具象的に描いてみせるのである。殷本紀の原文に即しつつ解説的に叙述していく態度は、この説話の全体にわたって、ほぼ貫ぬかれている。

三

殷本紀には記載されていない事項で、太平記が付け加えているものが二つある。その一は、西伯が太公望を得る話(13)であり、他の一は、炮烙の刑についての詳述(9)である。

前者について略述すると、この話は、史記(齊太公世家)にも記しているが、西伯が太公望を得るであろうと占う卜者の名を「史編」と明記する点や、西伯の濯齋の事を記す点で、六韜(文韜、文師第一)の所述の系統を汲み、さらに、西伯と太公望との対話(約四五〇字)をすっかり省略している事によって、六韜を簡約化して引いている要求を介していることは明らかである。更にいえば、卜者史編の詞の中にある「非_レ龍非_レ影非_レ虎非_レ熊」(史記・六韜・補註蒙求)を、「熊ニモ非ズ、龍ニモ非ズ」とする点から見て、宋の徐子光が註を補う以前の、いわゆる古註蒙求に拠ったものと推定される。但し佚存叢書本とは異なる。亀田鳴齋校本は未見であるが、古註に基づく蒙求和歌(卷七)とは、「非_レ龍非_レ影」を欠く点、西伯の濯齋を七日(六韜・補註は三日)とする点、「穀与婦」(補註)を「車ノ右ニ乗テ飯リ給フ」とする点で、きわめて近い。②なお補註は鎌倉末期乃至南北朝ごろに渡来したものと推定されている③。

炮烙の刑についての史記の記述はごく簡略である。次に掲げるのは、史記の本文に基づいている列女伝(卷七、孽嬖伝)の文章であるが、史記の文章は、このうちの傍線部分だけである。(カッコ内は史記だけの語句)

(上略)為_二長夜之飲_一、姐已好_レ之、百姓怨_二、諸侯有_二醉者_一、紂乃_レ重_二辭刑_一、有_二炮烙之法_一、昏_二銅柱_一加_二三之炭_一、令_二有_二罪者行_一其上、輒墮_二炭中_一、姐已乃笑、

史記の本文に従えば、紂は人民の怨望や諸侯の反逆を抑えるために刑罰をきびしくし、その一つに炮烙の刑が行われたというだけで、炮烙の刑はきわめて軽く扱われているのであるが、列女伝になると、「紂乃_レ為_二炮烙之法_一」として扱ひ方が重くなり、加えて、この

刑の方法が具体的に説明されている。そして何よりも、「姐己乃チ笑フ」とあつて、この刑の施行が姐己と関わりをもつようになるのである。一体、列女伝は、ほとんど史記の本文に拠っているのであるけれども、紂の悪逆を姐己の責に帰せしめようとする意識が顯著である。史記が「好^レ酒ヲ淫^ス、樂^ニ、嬖^ニシテ於婦人ヲ、愛^スニ姐己ヲ、姐己之言^ニハ是^レ從^フ」と述べているところを、列女伝は「好^レ酒ヲ淫^ス、樂^ニ、不^レ離^サニ姐己ヲ、姐己之所^ハハ皆^ム貴^レ之^ヲ、姐己之所^ハハ憎^ム誅^メ之^ヲ」と言いかえて、姐己の元凶ふりを強調し、説話の具体的な面でも、たとえば、史記では比干の忠諫に激怒した紂が「吾聞^ク、聖人^ノ心^ニ有^リト、七^ノ竅[」]」と言つて比干の胸を割いて検めたとしている話も、列女伝は「吾聞^ク……」の詞を姐己のせりふにして、姐己が紂をして比干の胸を割かしめる話に変えている。炮烙の刑の取り上げ方にも、列女伝撰者のそのような構想意識が見られるのである。

炮烙の刑を姐己の嗜虐性と結びつけること、および此の刑についての具体的な説明を施すことの二点は、瑤玉集（卷一四美人篇）ではいっそ明確になってくる。列女伝がまだ温存していたところの、民衆の怨嗟や諸侯の反逆を抑圧するための重刑という意義は消滅してしまつて、炮烙の刑は、単に姐己の異常な嗜虐癖をみたすための遊びでしかなくなるのである。

太平記は、この方向を明瞭に受けついでいる。まず、紂が炮烙の刑を実行するに至つた動機は、次のように述べられているのである。

或時、后姐己、南庭之花ノタバエヲ詠ジテ寂寞トシテ立給フ、紂王是ヲミルニ堪ズシテ、何事カ心ニアカマ事之侍ルト問給ヘバ、姐己、アハレ炮烙之法トヤラシヲ見バヤト思ワフ、心ニカ

ナハマ事ニ侍ルト宣ケレバ、紂王、安キ程ノ事也トテ、懸テ南庭ニ炮烙ヲ建テ、后ノ見物ニゾナサレケル、

炮烙の刑は単に姐己の醜屈を敬せしめんがためのものではない。しかも、炮烙の刑という残酷きわまりないものを嗜好する姐己の醜屈の様子が、きわめて爛々たる趣で描かれている。上臈貴婦を、常に窺究たる、繊弱なありさまに描くのは、太平記の随所に例を見るところの、類型的な発想ではあるけれども、この類型的、観念的な発想法が、姐己の嗜好の残酷さとあまりにもかけ距つてることによつて、かえつて醜女のおもかげを印象づけるという効果を生んでいる。

炮烙の刑の具体についても、太平記は更に詳しく描いている。それは、単なる説明の域を超えた、意欲的な描きぶりである。

夫炮烙之法ト申ハ、五丈之銅柱ヲ二本東西ニ立テ、上ニ鉄ノ繩ヲハリ、下ニ炭ノヲキヲ鑊湯燼^(炭)之如クニヲコシテ、罪人之背ニ石ヲ負セ、官人戈ヲ取テ罪人ヲ柱ノ上ニ責ノボセ、鉄繩ヲワタル時、罪人氣力疲レテ、爐壇之中ニ落入リ、灰燼トナリテ焦レ死ヌ、燒熱大燒熱之^レ苦患ヲ移セル刑ナレバ、炮烙之法トハ名付タリ、后見^レ之ヲタケヒナキ事ニ興ジ給ケレバ、野人村老、日毎ニ子ヲ殺サレ親ヲ失テ、泣カナシム声止時ナシ、

太平記は、この紂王説話を概して史記の本文に忠実に拠つて叙述しながら、史記が僅かに「重^クスニ辭刑ヲ、有^リニ炮烙之法[」]としか記さなかつたところのものを、右のように詳細に述べたてているのである。列女伝や瑤玉集がさうであるように、姐己の故事を語るうとするばあい、炮烙の刑についての具体的な解説は、中国においても欠くことのできない主要な項目であつたと推察されるが、まして

我が国の読者なり聴衆なりを対象とするときには、なおさらのことであつたはずである。大略、史記の本文に拠つている唐鏡（第一）もまた、

（上略）長夜の飲としてひまなかりしかば、百姓うらみを成て、

諸侯ことごとくにそむきにけり、姐己と申ける女を愛して、これがおもしろがることのみをおこなはれ、政もこの姐己が申まゝなりけり、炮烙の刑とて、銅の柱を立て、あぶらをぬれり、それ（が）したに火をよこして、罪科ある者をばそのはしらに

のせらるゝに、油すべりて火の中へおちいるを、姐己見て咲ければ、常に咲せんとて、このみをこなはれき、内閣文庫蔵本）

のように、炮烙の刑に關して筆を加えている。この加筆が、列女伝の説明に基づいてなされていることは明白である。この刑の説明としては、列女伝の記述が最も古くて、また最も広く行われてもきたようである。史記索隱がやや異なつた説明をも挙げてゐるけれどもその方は受けつがれてゐないように思われる。璠玉集の記述も列女伝の説明と大差がない。太平記も、唐鏡と同様、必要に応じて此の刑の解説を添加し、その解説は、結局、列女伝の所伝の流れを引いてゐるといえる。ところが、上に掲げた太平記の叙述を読むと、必要の限度を超え、列女伝の記述を大きくはみ出しているものがあり、この刑を語ることに非常な関心と意欲をわき立たせた作者の姿勢が感じとられる。「熾熱大熾熱之苦患ヲ移セル刑ナレバ、炮烙之法トハ名付タリ」と述べてゐるけれども、もちろん附会の説であつて、作者自身が地獄の苦患に引きつけて描出しているのである。高橋貞一博士が、この「殷紂王事」の叙述に關して、「大約、太平記は殷本紀そのままであるが、炮烙の刑については極めて詳細である。こ

れも太平記作者の想像によりて潤色せられた所であらう。」④と言われているが、その人想像による潤色Vというものも、実は、唱導文芸に多くの例を見る地獄描写の伝承に支えられてゐるのではな

四

太平記の中で、地獄のありさまが詳しく描かれてゐるのは、次の四箇所である。

(1) 卷一二「菅丞相事」

(2) 卷二六「吉野炎上事」

(3) 卷三五「北野參詣人政道雜談事」

(4) 卷二〇「結城入道願地獄事」

右のうち、(1)(2)(3)はいずれも菅原道真に關するもので、すでに後藤丹治博士の御指摘があるごとく⑤、北野天神縁起に拠つたものである。(1)は菅原是善邸の南庭に小兒（道真）の忽焉と出現する話から始まつて、生前の事歴や死後の祟りが詳しく語られ、右大弁公忠の蘇生談と北野社壇の建立、そして大内裏三度の焼亡と一条帝による正一位太政大臣追贈の話までが述べられている。地獄描写のあるのは公忠蘇生談の条である。(2)(3)は、(1)では省かれてゐる日藏上人の蘇生談であつて、日藏上人が六道四生を遍歴して、鉄窟苦所の苦患を受けてゐる醍醐帝と問答する話である。(2)は簡略であるが、(3)は詳細で、後藤博士も言われたように、安樂寺本「北野天神御縁起」（統稱書類從所収）と類似する点が多い。(4)は宮方の功臣結城宗広に關する説話である。延元三年（一一三三）九月に伊勢國で病んだ宗広は、朝敵謀伐のすさまじい怨念をとどめて卒したのであるが、

その訃報が郷里（奥州白河）に届かぬ先に、結城所縁の律僧が武藏國から下総國へ赴く途中で一人の山伏に逢ひ、宗広の無間地獄に墮ちて阿責を受けているありさまを見せられる、という話である。これに關しても後藤博士の、平家物語卷六「入道逝去」の条に拠るとする御指摘がある。説話の結構の類似のみならず、清盛・宗広兩人の末期の怨念の叙述には共通する文辭も認められる。しかし、いま問題とする地獄の詳細な描写は、平家物語や源平盛衰記には見られないものである。

夜半過ケル程ニ、月俄カニかきくもり、雨アラク電メ、牛頭馬頭ノ阿防羅刹共、其致しらず大庭ニ群リ集レリ、乾坤須臾ニ換尽メ、鉄城壑ク閉チ、鉄網四方ニ張レリ、烈々たる猛火燃へて一由旬が間ニ盛ンなるに、毒蛇舌ヲのべて焰ヲ吐キ、鉄ノ大牙ヲトイで吠（マヤ）いかなる、僧見テ之ヲアナおぞろし、是ハ無間地獄ニテゾ有ルらんと恐怖メ見居たる処ニ、火ノ車ニ罪人ヲひとりのせて虚空より來レリ、待チ設クつる悪鬼共、鉄の組ノ磐石ノ如クなるヲ庭ニ置ヒて、其面（モ）ニ此罪人ヲ取ツて仰ノケニフセ、其ノうへニ又鉄ノ板ヲ重ネテ、諸ノ鬼共ヒザラカドメ、かいなフ延べて、エイヤ（ト）ト押スニ、はづれより血ノながる事、油しほるが如し、受（ヒ）テ大キなる鉄ノ桶ニいれ集メたるハ十分に漉へて夕陽ヲ没セシ紅水ノ如ク也、其後二ツノ組ヲ取リのけて、紙ノ如クひらめられたる罪人ヲ鉄ノ串ニさしつらヌキ、炎ノ上ヘニたてゝ打チかへし（ヒ）焙ル（ヒ）只包人ノ肉味ヲ調ズルニことならず、至極アブリカハかして後チ、又組ノうへニおしひらメ、櫛刀ニ鉄ノマナバシヲ取リそへて分チタニ

切りテラサキ、銅ノ錠ノ中へ投ダシ入れたるヲ、牛頭馬頭等ヲ以テ活々ト唱へて是ヲヒルニ、罪人忽チニヨミガへりて、又もとの姿タニなる時、阿防羅刹、鉄ノしもとヲ取ツて、罪人ニ向ヒしかれる言ヲ出ダして云ク、地獄非ニ地獄、汝罪是レ責ム汝ヲト、罪人此苦ニせめられて、なかとすれ共泪落テ猛火眼ヲ焦スガ故ニ、叫バントスレ共声も出ズ鉄丸喉ヲ塞ガガ故ニ、もし一ツ

時ノ苦患ヲ語ル共、きく人ハ地ニ倒レツベシ、（神田本）

右に描かれている地獄および獄卒の阿責のありさまは、卷三五の日藏上人冥土往還説話のそれよりも更に詳細である。一般に、説話集に描かれている地獄には、このように詳細なものは見当らない。靈異記（中巻第七話）の智光蘇生談は、他の諸作品に見える類話に比べて相當に詳しいけれども、阿責の項目に多様性がない。宝物集には、往生要集に基づくと思われる地獄の詳説がある。どの系統の本文にもあり、内容も殆ど変わらないが、一巻本に比べて、続書類從本（三巻本）はやや詳しい。大日本仏教全書本（七巻本）は三巻本と殆ど同文である。後の二本における地獄描写と極めて親近な関係にあるのが善光寺縁起（続書類從所取）である。項目の出入もあり、漢字片仮名混り文と真字文との相違もあるけれども、共通の項目に關しては表現もほぼ一致する。太平記の描写と完全に吻合する縁起は見当らないが、「……何況無間地獄乎、天張ニ七重網、雖ニ鳳凰ニ翅翹（ヒ）去、地鉄城圍閉、那羅延大力難レ破、……阿防羅刹頗姿見迷レ心、牛頭馬頭荒音聞失レ肝」（善光寺縁起）の如く、類似点有する物はある。また、猛蛇・毒蛇・鉄狗などの材料や、圧搾・炮烙・割殺・鉄策による蘇生などの阿責の項目は、往生要集には幾層倍かの詳密さで記されており、縁起にも散見するものである。たとえ

ば、箕山竹林寺縁起⑥では、入大地獄それぞれの苦患を略叙している中に、如上の阿責に相応するものがとり揃えられている。更に、上に掲げた太平記の文章の末尾に近く、「なかとすれ共、泪落ズ、猛火眼ヲ焦スガ故ニ。叫バントスレ共、声も出ズ、鉄丸喉ヲ鑿グガ故ニ。」とある倒装法の対句は、

(1)さけばんとして口をひらけば、猛火口より入りて五臟六腑をや
く、(往生要集)

(2)仰レ天欲泣涙不落、刀葉破レ眼故、覆地為惶声不出、猛火
入レ口(發聲力)(善光寺縁起)

(3)天ニ仰ギ嘆ントスレドモ涙不落、刀葉クダリテ眼ヲ破ル故ニ、
地ニウツブセシテヲメカントスレドモ不出声、猛火来テ口ニ入
故ニ、(三巻本宝物集、七巻本同文)

(4)天ニアウヒデ、ナカムトスレドモ涙ヲチズ、猛火来テ眼ヲコガ
ス、地ニフシテ、ヲメカムトスレドモ、ヲメカレズ、獄卒シキ
リニコレヲセム、(一卷本宝物集)

(5)ナカントセサセタマヘドモ、猛火マナコヲコガシテ、ナミダヲ
チズ、サケバセタマハントスレバ、クロガネノマロガシ、ノン
ドニフサガリテ、御コエイデサセタマハズ、(善光寺如来本
懐)⑥

などの類例を見いだすことのできるものである。倒装法の問題を別
にすれば、(4)が、その対偶のしかたにおいて、太平記に最も近い。

山伏が、結城所縁の者に入道墮地獄の様相を見せ、一日経書写の
供養を遺族に勧めさせ、「我ハ彼入道ガ今度上落セシ時、鏝ノ袖ニ
入テ候」

書タリシ六道能化之主、地藏菩薩ニテ候也」(傍書は神田本)と告
げて消え去る構成といい、また、「若有聞法者無一不成仏ハ如来ノ

金言、此経ノ大意なれば、八寒八熱ノ底までも、惡業ノ猛火忽チニ
消テ、清冷ノ池水トゾならんと、導師称揚ノ舌ノのべ、聴衆隨喜
ノ泪ヲソフ」(神田本)という末尾の附言といい、そして前述のご
とき地獄の描写といい、この結城入道墮地獄の説話は、直接的な交
渉關係を有する作品こそ見いだされないけれども、縁起文芸と関連
があるということを認めてさしつかえなからうと思ふ。

五

地獄の話と関連させて考察すべきものに、天狗道や修羅道の話が
ある。太平記には、たとえば、北条高時の田楽遊興の場に出現して
「天王寺之妖靈星ヲ看バヤナ」と嘆した天狗(巻五、相模入道好
田楽一事并犬事)や、法勝寺炎上の際に、火を吹きかけ手を打って、
どつと笑った天狗(巻二一、法勝寺塔炎上事)など、鞍馬の僧正房
や愛宕の太郎房などと同類の天狗とも多数登場するが、ここで扱
うのは、死に臨んで「七生マデモ汝等ガ為ニ此恨ヲ可レ報物ヲ」(巻
三三、新田左兵衛佐義興自害事)と妄執を今生にとどめ、「最後之
惡念ニ引レテ罪障深カリシカバ」(巻二四、正成爲天狗乞劍事)
天狗道や修羅道に墮ちて、その苦患を受けながら怨讎をはらそうと
する亡霊どもの話である。次の五例を挙げることができる。

⑤ 卷二四 「正成爲天狗乞劍事」

⑥ 卷二六 「大塔宮亡靈宿胎内事」

⑦ 卷二七 「雲景未來記事」

⑧ 卷三四 「吉野御廟神靈事」

⑨ 卷三三 「新田左兵衛佐義興自害事并江戸遠江守事」

右の五話について簡単に説明を加える。(5)は諸本によって事書表

現がまちまちで、凡そ五種類に分けられるが、「為天狗」の語を有するのは、管見では西源院本・織田本・玄奘本・今川本・吉川本だけである。説話の内容から言っても、これは天狗道ではなく、修羅道の話である。楠正成の怨霊が、故後醍醐帝の勅命によって、足利尊氏誅伐に是非必要な、大森彦七所有の剣を強請し、それを拒む彦七と戦うという話である。欲界第六天の魔王となった後醍醐帝をはじめ、親王護良・新田義貞・楠正成等のほかに源義経、治承や元弘・建武の乱に討死した兵どもが登場する。大般若経の説誦供養によって正成の魂魄も鎮められるということになっている。(6)は、「往来ノ僧」(神田本・京大本・流布本は禪僧)が、仁和寺の六本杉の木蔭で雨宿りをし、夜更けて、親王護良・峯僧正春雅・南都の智教上人・浄土寺の忠円僧正の四人の怨霊が杉の梢に現われ、小稿の冒頭で述べた足利政權内の紛擾を起さすべく評定して、幻の如く消え失せるのを見た、という話である。熱鉄丸を日に三度呑んで悶絶躑地する天狗道の苦患が詳しく描かれている。(7)の「雲景未來記事」は、南都本系統の諸本などには欠けており、これを有する諸本の間にも本文異同の甚しい説話である。四条河原の勸進田楽における棧敷顛倒の事件(貞和五年六月十一日)のあった直後、諸国一見の羽黒山伏雲景が、行き連れた一山伏に愛宕山へ導かれ、太郎房から、世の治乱の来由や行く末のことを聞くという話である。登場するのは、玄昉・寛朝・慈恵・頼彥・仁海・尊雲(護良)らの僧侶、「悪魔王之棟梁」となった、淳仁・後鳥羽・後醍醐の諸帝である。

(天正本系統諸本・流布本には、崇徳院・井上皇后・源為朝が加わる。)天狗道の苦患が僅かながら記されている。(8)は、南朝勤仕の一上北面が、遁世の暇乞いのため後醍醐帝の廟に詣り、擾乱の世相

を歎き訴え、暫くまどろんだ夢に、後醍醐帝・日野資朝・同俊基があらわれて、朝敵誅伐の謀をめぐらすと見て、覚醒したという話である。怨霊の描き方から見て、これは修羅道の話である。(9)は、畠山道誓の遣した江戸遠江守・同下野守の奸計に落ち、矢口の渡しで自害した新田義興の怨霊が、仇敵に祟りをなす話である。前条において資朝・俊基が後醍醐帝に奏上する朝敵誅伐の謀に示された、義興の役割りと関係し些少の撞着を含む一があり、(8)および(9)での予兆は卷三十八で実現する。義興の亡魂が仇敵のみならず往来の人をも悩ませるに至ったので、「近里之野人村老アツマテ、義興之亡霊ヲ一社之神ニ崇、常盤堅盤之祭礼、于今マデモ絶ズツ承ル」と、太平記は記している。縁起文芸との関わりを思わせるものがある。太平記には、死者の霊魂が成仏できずに迷い出る話が、もう一例ある。

(10)卷一一「越中守護自害事」

これは、「近比、越後国ヨリ京へ上ル舟人」が見た亡霊の話である。元弘三年(一三三三)五月十七日に宮方に攻められて自害した名越時有・弟有公・甥貞持と、同じ時に入水した三人の妻たちの亡霊が、落と沖とで呼び合ひ、寄り近づくとうとするや猛火に距てられ、女は浪の底に沈み、男は落へ泳ぎ帰ったという内容で、「夫婦執着ノ妄念」に障礙された怨霊たちである。

六

上来、太平記における地獄や怨霊の話を見てきたわけであるが、既に述べたように、(1)(2)(3)は北野天神縁起に拠ったものであった。

(1)は元弘乱後の疲弊の中で、大内裏の造営を敢えてしようとした中

興政府への批判に関連して、大内裏死亡の歴史が述べられ、その中に菅公の祟りが引かれているのであり、(3)が「彼帝(醍醐)随分懸バ民ヲ治ノ世ヲ給シダニ地獄ニ落給フ、マシテ其程ノ政道モ無世ナレバ、サコソ地獄へ墮入多カルラメト覺タリ」と、時の政道を批判するために引用されているのと軌を一にする。(2)は、貞和四年(一一三三)正月、高師直の吉野攻略によって灰燼に帰した北野天神社壇の縁起を述べたものである。(4)以後の七話のうち、(10)を除けば、すべて宮方の公家・僧侶・武將の怨霊に関する話である。その中で、(6)(7)(8)の三話は、いずれも未来記的な性格をもっており、武家方の内訌や武將の死が予告されているという点で共通している。

(5)の「正成爲三天狗之劍毒」も含めて、この種の説話が、南朝を象徴する後醍醐帝の崩御によって、南朝が自からの実力を以て政權を奪回するという事が殆ど決定的に絶望となった、それ以後の諸卷に集中的に現われてくるという事実は、注意する必要がある。(5)

(6)(7)(8)の四話には、南朝の君臣の怨霊が複数で登場し、世を乱すべく評定する。宮方と武家方の勢力均衡が大きく崩れて、戦乱の収まりに期待をもちかけた民衆が、足利氏の分裂抗争によってその夢を破られ、とてもかくても治まらぬ世の因由を、そこに見いださざるをえなかったのであろう。後醍醐帝とか親王護良とか楠正成とかの「個人」が問題なのではなく、「世」を悼む民衆の感情を反映したものと見える。それに比べて、(4)(9)は個人的色彩が強い。(10)も同様といえるが、これは北条方の人間に関する話である。ただ、(4)(9)(10)の共通点は、その舞台が東国または北陸の地方であるという点である。

(4)(9)が、いずれも縁起文法との関わりを予想させるものであることは既に述べたが、(10)も、対句を多く用いた、七五調を基本とする

る美文で語られ、「マノアタリ懸ル事ノ見ヘタリツル、亡者之思之程コソ罪深シ」と結ばれていて、唱導文法との関りをおもわせるものがある。事実、北陸を舞台とする記事には、唱導的な口吻がしばしば見られるのである。

(4)彼叫喚・大叫喚ノ声耳ニ滿テ、紅蓮・大紅蓮ノ苦ニ遮ル、今ダニカ、リ、後ノ世ヲ思置ルコソ悲シケレ、(卷一七、北国下向勢凍死事。)

(1)是程ニ不定ノ人間、化ナル身命ヲ資トテ、互ニ罪業ヲ造リ、長キ世ノ苦ミヲ受ン事コソ淺猿ケレ、(卷一八、越前府軍井金崎後改事)

(1)一時ニミナ自害シテ、戰場ノ土ト成ニケリ、サレバ今ニ迄其怨霊共此所ニ留テ、月曇リ雨暗キ夜ハ、叫喚求食ノ声歌々トシテ、人ノ毛孔ヲ寒カラシム、(卷一八、金崎城落事)

(1)我執ト欲念トニツカハレテ、互ニ害心ヲ発ス人々モ、終ニハ皆無常ノ殺鬼ニ逢ヒ、被レニ呵責セコトモ不レ久シカラ、哀ニ愚カナル事共ナリ、(卷一八、春宮還御事并一宮御息所事)

などを挙げらる。(1)と(2)とは、西源院本・釜田本・内閣本・築田本・相承院本・京大本・前田家本等にはない文であって(古典文学大系頭注)、後に補筆されたものかもしれないが、それにしても、この種の文句が、他の地域の事件には殆どなく、北陸での事件に即して、集中的に見られるということは、軽視することのできない事象である。

七

太平記には、「其有様備ニ八大地獄ノ罪人ノ、刀山劍樹ニツラヌ

カレ、猛火鉄湯ニ身ヲ焦スラム苦モカクコソト思知ラレタリ」(卷七、千劍破城軍事)のごとく、地獄の苦患を比喩として用いたものが約十例ある。中でも、炮烙の刑の描写と酷似しているのは、「為明卿和歌事」(卷二)に見られる、六波羅での二条為明拷問——但し為明は歌歌の功德によって水火の責めをまぬがれる——の場面である。

六波羅ノ北ノ坪ニ炭ヲ起シ、鏡湯爐壇ノ如ニテ、其上ニ青竹ヲ破テ並ベシキ、隙アキタルヨリ猛火ノ炎ヲ吐テ烈々タル、朝夕雑色左右ニ立並デ、為明ノ手ヲ引バリ、猛火ノ上ヲ歩セ奉ラント支度シタル有様、唯四重五逆之罪人ノ焦熱大焦熱之炎ニ身ヲ焦シ、牛頭馬頭ノ阿責ニ逢ランモ、カクコソ覚ヘテ、見ルニ肝ハ消ヌベシ、

「鏡湯爐壇」とか「焦熱大焦熱」とかの用語の共通性のみならず、阿責の描き方そのものが極めて相似している。ということは、炮烙の刑の想像図が作者の脳裡にある地獄絵図と重なり合っている、ということにはかならない。太平記の描写において、列女伝の説明をはみ出ている要素が、どのようなものであるかを検討してみれば、そのことが明らかになる。次の表は、列女伝に拠る唐鏡の説明と、往生要集に見える黒繩地獄の苦患の一つと、太平記における炮烙の刑の叙述との、それぞれの要素を対照させたものである。

唐鏡	黒繩地獄(往生要集)	太平記
銅柱を立てる。	左右の鉄の山の頂上に鉄の繩を立てる。	銅柱を二木東西に立てる。
柱に油を塗る。	(ナシ)	(ナシ)
(ナシ)	幡の間に鉄の繩を張り渡す。	柱の間に鉄の繩を張り渡す。
下に炭を起す。	下に煮えたつ釜を並べる。	下に炭火を起す。
(ナシ)	罪人に鉄の山を背負わす。	罪人に石を背負わす。
罪人を柱にのせる。	(ナシ)	官人が戈で罪人を柱に責めのぼす。
(ナシ)	鉄の繩を渡らせる。	鉄の繩を渡らせる。

太平記の炮烙の刑の描写は、列女伝の簡略な説明を基に、黒繩地獄の苦患の様相を媒介として、形成されたものであることが、明瞭に看取されよう。太平記の「燒熱大燒熱之苦患ヲ移セル刑ナレバ、炮烙之法トハ名付タリ」という部分が、内閣本・相承院本・前田家本

⑩・野尻本天理図書館蔵正木長時本等では「彼ノ黒繩地獄ノ苦患ヲ移セル刑ナレバ、炮烙ノ法トハ名付タリ」(内閣本)とあり、上述の形成過程を考えるとすれば、この方が本来的な形であったかと思われる。そう考え得るとすれば、如上の異本群には、上掲の文に続けて、今生ニテハ遁ル、人多ケレドモ、後世ニテハ此苦ヲ受ル者多カルベシ(内閣本)

という、唱導的な文句の見られることが興味を惹く。

太平記の村王説話は、足利直義が越前国の敦賀津に落居した記事に續けて載せられているのであった。が、その事を「北陸」と關係づけて考えることは、強引にすぎよう。また、この時にはすでに、親応元年十一月における南朝と直義との合体も破れているし、その後北國に落ちるまでの直義が楠正儀と呼応して南朝との和平交渉を續けていたということ⑩も太平記作者の恐らく知るところではなかつたろうから、「南朝」と關係づけて考えることは、なおさら不可能であろう。そのような方面から、この炮烙の刑の描写を唱導文芸とかかわらせることには、甚しき無理が伴なうようである。

太平記の村王説話は、史記の本文に即した帝武乙・村王の説話と、古註蒙求に拠つた太公望の説話と、口承的な姐已説話との複合であり、その全体的な構成は史記に倣つていて、と考えられる。そして、それがどのような契機によつて隔わりを持ち得たか、という点になると想像の域を出ないのであるけれども、姐已説話においては、唱導文芸との関連を認めうるのではないかという私見を提出して、叱正を仰ぎたいと思う。

注

①西源院本による。以下、特に注記しないときは同様である。

②十訓抄(第三)にも、菟玖波集(卷一八、一八〇九)の付句にも、「車の右」とある。

③桂湖村氏説(漢籍国字解全書「蒙求」解題)

④高橋貞一博士「太平記の典故に関する研究」(西京高校研究紀要、昭和34・8)

⑤後藤丹治博士「太平記の研究」(「太平記原摺論」第四章第二節)

⑥結城所縁の律僧を西源院本・金勝院本は「山伏」に、天正本は「禪僧」に作る。又、山伏を西・金は「律僧」、天は「法師」に作る。(参考太平記)

⑦後藤博士、前出書(「太平記原摺論」第一章第三節十七)

⑧広島県豊田郡河内町、竹林寺藏。友久武文氏「箕山竹林寺縁起について」及び翻刻(中世文芸13、昭33・3)

⑨国文学論叢第二輯「中世文学、研究と資料」所載。

⑩本文は流布本による。以下三例も同様。

⑪相承院本・前田家本(ともに前田家尊経閣藏)の本文については鈴木登美恵氏の御教示を仰いだ。記して謝意を表す。

⑫史料綜覧(親応二年二月五日、三月一日、四月二七日、五月一日)なお「吉野事書案」(群書類従)に、講和に関する親房と直義との意見交換の文書がある。

——広島大学教育学部付属福山高校教諭——